

**Well-being society の実現に向けた
データ利活用による健康経営の実践**
ー「従業員の健康関連データ利活用の実践事例集の作成」及び
「データ利活用に係る本人同意取得等に関する調査」ー

健康長寿産業連合会 健康関連データの活用推進ワーキンググループ（以下、WG2）は、この度、「従業員の健康関連データ利活用の実践事例集の作成」及び「データ利活用に係る本人同意取得等に関する調査」を行い、その成果を取りまとめましたのでご報告します。

2022年度は、従業員の健康関連データ利活用の実践及び実態調査を行い、その結果を踏まえて、データ利活用の基本ユースケースを作成しました。これらの取り組みや実態調査結果を通じて、健康関連データの利活用において「個人情報を取り扱う際の制約が複雑でわかりづらい」という点が課題となっていることが分かりました。

2023 年度は 2022 年度の成果を踏まえ、「従業員の健康関連データ利活用の実践事例集」を作成するとともに、個人情報保護法等の制度的な要請事項に係る「データ利活用に係る本人同意取得等に関する調査」を実施しました。

従業員の健康関連データ利活用の実践事例集のポイント※1

- 2023 年 7 月に発表した、『従業員の健康関連データ利活用の実践及び実態調査を踏まえたデータ利活用の基本ユースケース（案）』※2を「従業員の健康関連データ利活用の実践事例集」として更新しました。
- 実践事例は、1 つの施策内で 1 つの基本ユースケースを実施している単独事例とユースケースを組み合わせる実施している複合事例に分類しています。単独事例では「セルフケア」「非医療職による支援」「医療職による支援」、複合事例では「セルフケアと非医療職による支援」「セルフケアと医療職による支援」を取りまとめ、それぞれ概略・図解・詳細の 3 つのパートで紹介しています。
- 健康増進実務者が、自社の状況に応じて参考となる事例を選択しやすいように、実践事例に対する「ニーズと対応策」をまとめています。

实践事例

概要

スマホアプリを活用したウォーキングによる肥満・高血圧症予防

スマホアプリのワークシートを印刷し、チーム対抗で歩数を競う。スマートフォンでの歩数計データは、アプリ内にて、アプリ内のユーザーと連携・更新される。イベント終了後、歩数データをダウンロードし、チームや個人ごとのランキングを集計する。

- ランキングは自分のウォークチームで確認することができ、日々の歩数目標が

図解

● **本人の活動支援（セルフケア）**
 <歩数ログの収集と活用>

本人

社員

{

歩数データで
アラウンド

ウォーキングイベント
参加・順位確認

可視化による
気づき

インセンティブ
付与

社会
実装

詳細

	効果	
	● 在宅ワークでの運動不足解消 ● 歩くことの習慣化 ● 肥満、高血圧症予防	
		● ニックネームで参加可能となることで、プライバシーに配慮しつつ、参加を促進。 ● スマホアプリを活用した契約する全ての事業所でウォーキングイベントを実施。 ● スマホアプリの連携機能で、他企業や自治体の連携イベントも実施。 ● イベントに景品を付与する（インセンティブの付与）で従業員の参加意欲を向上。

利用データ	● ライフログ（歩数）
システム	● スマートフォン ● ウォーキングアプリ

ニーズと対応策

●セルフケア

ニーズと対応策	実践事例	ページ数
新たに測定器を導入せずにライフログデータを取得したい。 ⇒ スマートフォンの活用、予を押し戻しライフログ（歩数）を取得する。	① スマートフォンを活用したウォーキングによる肥満・高血圧予防	P6
健康増進イベントの参加率を向上させたい。 ⇒ 部員別チーム数、ランキング表示などの企画で、参加のモチベーションを向上させる。	② チームでの競争による健康増進イベントの参加促進	P7
健診関連情報セルフケアに活用したい。 ⇒ 健康関連情報（Ａ）のセルフケアの環境をつくり、セルフケアを促進する。	③ パーソナル健康ポータルサイトの活用によるセルフケア促進	P8

●非医療職による支援

ニーズと対応策	実践事例
医療職の稼働を増やす、社員の健康支援を行いたい。 ⇒ 管理職へのヘルスリテラシー研修で、管理職の健康支援ノウハウを向上させる。	④ 管理職のヘルスリテラシー向上による健康支援

ページ数

P 9

●医療職による支援

ニーズと対応策	実践事例
医療職の負担を増やさず、勤務データを活用した健康指導を進めたい。 ⇒ 産業保健スタッフと人事部の共同会議で、健診結果と勤務データを分析する。	⑤ 医療職と人事部の連携による健康指導の高度化

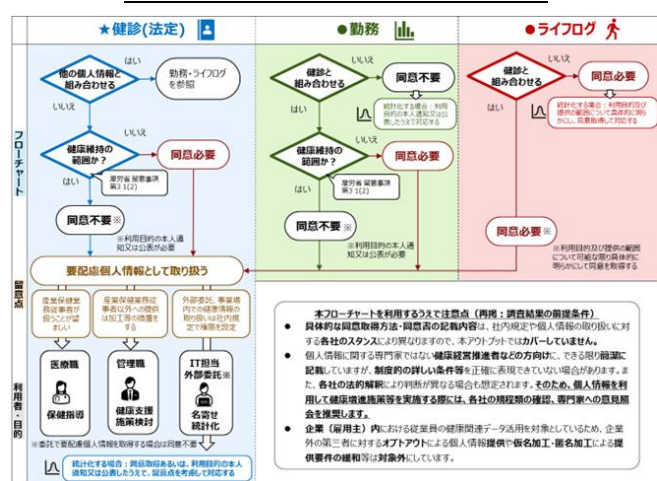
※1 別添 1：2023 年度ユースケース更新（実践事例集）

※2 従業員の健康関連データ利活用の実践及び実態調査を踏まえたデータ利活用の基本ユースケース（案）

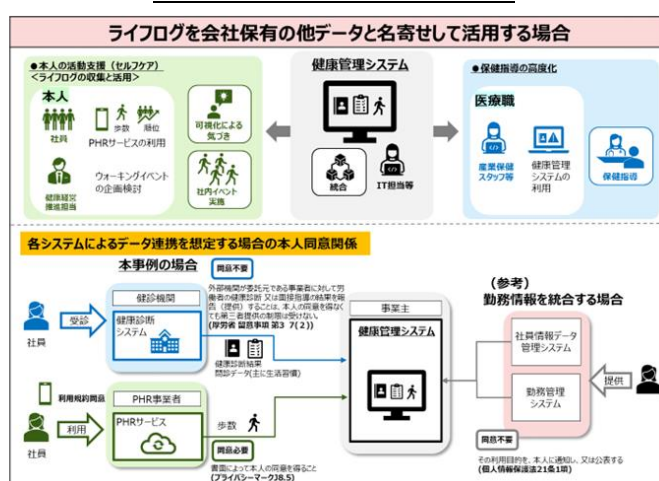
データ利活用に係る本人同意取得等に関する調査のポイント^{※3}

- 本調査では、健康関連データの活用において課題となる個人情報の取り扱いについて、健康経営推進者など（個人情報に関する専門家以外の方）への、簡易的なリファレンスとなり、健康経営の推進を後押しすることを目的として、制度的な要請事項を踏まえた個人情報の利用におけるポイントを整理しました。
- ポイントの整理にあたっては、「制度的な要請事項」「制度の詳細解説」「本人同意の要否」「個人情報活用における対応例」を紹介しています。
 - 「制度的な要請事項」「制度の詳細解説」では法令等の規定に沿ってポイントを整理しています。
 - 「本人同意の要否」では、健康増進実務者が簡易に理解を深められるように、「本人同意の要否が確認できる一覧」と「複数データを扱う際の本人同意の要否をフローチャート」でまとめています。
 - 「個人情報活用における対応例」では、実践事例にある、健診データ（法定内）とライフログデータを利用する場合の対応例に加え、勤務データも含めたシステム統合の例も紹介しています。

本人同意の要否（フローチャート）



個人情報活用における対応例



※3 別添 2：2023 年度データ利活用に係る本人同意取得等の課題に関する詳細調査

詳細は、健康長寿産業連合会ホームページ（<https://www.well-being100.jp/>）をご確認ください。

＜問い合わせ先＞

健康長寿産業連合会 健康関連データの活用推進ワーキンググループ（WG2）事務局

Email: kenkochoju-wg2@nttdata-strategy.com

データ利活用に係る本人同意取得等に関する調査

1. 制度的な要請事項（まとめ）
2. 本人同意の要否（まとめ）と制度の詳細解説
3. 本人同意の要否（フローチャート）
4. 個人情報活用における対応例

調査結果のアウトプット 前提条件

1. はじめに

- 本アウトプットは、企業が健康関連データを活用するための課題となる個人情報の取り扱いについて、制度的な要請等、個人情報の利用におけるポイントを整理することで、**健康経営推進者**など、個人情報に関する**専門家以外の方に、簡易的なリファレンス**として活用いただき、**健康経営の推進を後押し**することを目的としています。
- 本調査結果が、多くの企業の健康関連データの活用の一助になれば幸いです。

2. 留意点

- **具体的な同意取得方法・同意書の記載内容**は、社内規定や個人情報の取り扱いに対する**各社のスタンス**により異なりますので、本アウトプットでは**カバーしていません**。
- 個人情報に関する専門家ではない**健康経営推進者などの方向け**に、できる限り簡潔に記載していますが、**制度的の詳しい条件等**を正確に表現できていない場合があります。また、**各社の法的解釈**により判断が異なる場合も想定されます。**そのため、個人情報を利用して健康増進施策等を実施する際には、各社の規程類の確認、専門家への意見照会を推奨します。**
- **企業（雇用主）内**における従業員の健康関連データ活用を対象としているため、企業外の第三者に対する**オプトアウト**による個人情報提供や**仮名加工・匿名加工**による**提供要件の緩和等は対象外**にしています。

目次

No	項目	内容
1	● 制度的な要請事項（まとめ）	健康関連データを利活用する際に、 基本となる制度的な要請事項 を記載しました。
2	● 本人同意の要否（まとめ） ● 制度の詳細解説	健康関連データを利活用する際の 本人同意の要否 について、 網羅的にまとめ ました。また、この「まとめ」で参照している制度について、 詳細解説 を記載しました。
3	● 本人同意の要否（フローチャート）	健康増進実務者が、 簡易に理解を深められる ように、複数データを扱う際の 同意の要否 を フローチャート にしました。
4	● 個人情報活用における対応例	実践事例にある、 健診データ（法定内）とライフログデータ を利用する場合の 対応例 に加え、 勤務データ も含めた システム統合の例 も記載しました。

1. 制度的な要請事項（まとめ）

●最低限順守すべき制度的要請（従業員の健康関連データを活用する場合）

「個人情報保護に関する法律」

「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」
●厚生労働省による、個人情報保護委員会が定める個人情報保護に関するガイドラインを踏まえた、雇用分野における健康情報の取り扱いに関する特則

	データ名	区分	同意の取り方（単独データとして活用する場合）
①	健診データ（法定項目）	要配慮個人情報	適法（労働安全衛生法）に企業が取得しているデータであるため、労働安全衛生に係る範囲（利用者・目的）であれば、本人同意は不要
②	ストレスチェックデータ	要配慮個人情報	適法（労働安全衛生法）に企業が取得しているデータだが、より機微な要配慮個人情報として、上記「留意事項」において利用範囲を厳格に規定
③	ライフログデータ	個人情報 ※要配慮個人情報に該当しない（ことが多い）	要配慮個人情報に該当しない場合は、利用目的の通知・公表による取得が可能
④	勤務データ	個人情報	勤務データ（入退出ログやログインログなど含む）は、勤務者に紐づいている場合には個人情報に該当する。利用目的の通知・公表による取得が可能。

●上記に加え、プライバシーマーク取得企業に追加で求められる制度的要請

「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」

	データ名	同意の取り方（単独データとして活用する場合）	同意の取り方（統合データとして活用する場合）
③	ライフログデータ	利用目的及び提供の範囲について可能な限り具体的に明らかにして、本人同意を得ることが必要	プライバシーマークを取得している企業が、ライフログデータと各種データを統合して利活用する際には、利用目的及び提供の範囲について可能な限り具体的に明らかにして、本人同意を得ることが必要

●その他

個社ごとの判断

組織内外のレピュテーションリスクを鑑みて、より慎重な対応をとることもある

Copyright 2024 Jan 10 11:00 AM on

④該当する「本人同意の可否（詳細解説）」を参照する

	名称	本資料での略称
A	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	個人情報保護法 A
B	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（平成24年6月11日付基発0611第1号）	厚労省 留意事項 B
C	プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針	プライバシーマーク C
D	事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き	厚労省 取扱規程の手引き D
E	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年11月（令和5年12月一部改正））	個人情報保護法ガイドライン E
F	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	個人情報保護法ガイドライン F
—	データヘルス計画作成の手引き（平成26年12月）第5章 データヘルス計画における健康情報（個人情報）の扱い	（参考）H26データヘルス手引き

③根拠となっている制度を確認する

[illegible]

2. 本人同意の要否（まとめ）

凡例

Aなどの表記：関連法令を指しています（P7の一覧、P8～の詳細解説を参照）

※ 産業保健業務従事者：産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう

項目	データ区分	事業者 収集・保管等	産業保健業務従事者※ 使用・加工	IT部門・委託先 加工・分析	管理職 使用
健診  ★要配慮 個人情報	★個票（法定内） 社員の健康維持の範囲	同意不要 B（収集する際に、利用目的を労働者本人に通知し、又は公表しなければならない D）			
		留意事項 →	産業保健業務従事者が扱うことが望ましい B	社内規定で情報取り扱いの権限を有するものが加工を行う B	産業保健業務従事者以外への提供は加工等の措置をする BD
	★個票（法定内） 上記の範囲を超える	同意必要 B			
	★個票（法定外）	同意必要 D			
	統計情報 健康維持	追加同意不要（適法に取得した情報を健康増進の範囲で活用する場合）			
	統計情報 上記以外	同意必要（健康維持の範囲を超える利用の場合）			
勤務 ●個人情報 	●個票 統計情報	同意不要 AF（利用目的の本人通知又は公表が必要） 注）勤務データ（入退出ログやログインログなど含む）は、勤務者に紐づいている場合には個人情報に該当する			
ライフログ ●個人情報 	●個票 統計情報	同意必要 C（利用目的及び提供の範囲について可能な限り具体的に明らかにして同意を取得する）			
ストレス チェック  ★要配慮 個人情報	★個票 ストレスチェックの範囲	同意必要 B（ストレスチェックの実施事務の範囲で、実施者、実施事務従事者が対応する場合に限る）			
		留意事項 →	実施者が実施すること	実施事務従事者が実施すること	追加同意必要（産業医による高ストレス者面談により上長等が対応する場合）
	統計情報 ストレスチェックの範囲	追加同意不要 B（実施事務として集団分析をして職場改善等を実施する範囲に限る、閲覧可能者は衛生委員会で定める）			
	上記の範囲を超える	不可			
名寄せして統計 化された情報  	健診・勤務 社員の健康維持の範囲	追加の同意不要 E（適法に取得した情報を、情報取り扱いの権限者が名寄せ統計化した場合）			
	健診・勤務 上記の範囲を超える	追加の同意必要（同意取得後に名寄せ統計化する。適法に取得した情報でも、新たな目的での利用は同意が必要。）			
	健診・勤務・ ライフログ	追加の同意必要（利用目的及び提供の範囲について可能な限り具体的に明らかにして同意を取得する C）			
	健診・勤務・ ストレスチェック	ストレスチェックの名寄せ利用はできない（利用はストレスチェックの実施事務の範囲に限る）			

【参考】関連法令・ガイドライン一覧

	名称	本資料での略称	備考
A	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	個人情報保護法 A	
B	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（平成24年6月11日付基発0611第1号）	厚労省 留意事項 B	安衛法等に基づき実施した健康診断の結果等の健康情報の取扱いについて、事業者において適切に取り扱われるよう、特に留意すべき事項を定める
C	プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針	プライバシーマーク C	
D	事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き	厚労省 取扱規程の手引き D	本手引きは、安衛法等に基づき公表した「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号）に基づき、事業者が策定すべき取扱規程について解説する
E	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年11月（令和5年12月一部改正））	個人情報保護法ガイドライン E	
F	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	個人情報保護法ガイドライン F	
ー	データヘルス計画作成の手引き（平成26年12月） 第5章 データヘルス計画における健康情報（個人情報）の扱い	（参考）H26データヘルス手引き	健保組合が事業主と健康課題を共有する場合やポピュレーションアプローチを実施する場合の、集計情報等用いるための手引き（令和5年6月改訂により本章は削除されているが、現在においても考え方は参考にできる）

2. 本人同意の要否（詳細解説）

		制度的な要請事項	
企業の利用データ	利用シーン	厚労省 留意事項 B	プライバシーマーク C
健診情報 ● 健診 ● 問診 法令に基づき取得するもの	産業保健業務従事者※による保健指導 産業保健業務従事者※によるデータ加工	健康情報は要配慮個人情報のため、産業保健業務従事者が取り扱うことが望ましい 健康情報の取扱い 健康情報全般：要配慮個人情報に該当するか否かを問わず、要配慮個人情報として取り扱う 健康情報の取扱いにおける留意点：健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いは、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。	
	産業保健業務従事者※以外によるデータ使用 ※産業保健業務従事者：産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう	産業保健業務従事者以外へ提供する場合は加工が必要 データ加工 産業保健業務従事者以外への提供：労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるよう、必要に応じて加工させる等の措置を講ずること 規程等を定めればIT担当等がデータを扱える 外部機関への委託、事業場内での健康情報の取り扱い：事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程等に従って取り扱わせることが望ましい。	委託での個人情報取得は、本人同意が不要 要求事項 要配慮個人情報の取得に際しては、要配慮個人情報の取得、利用、又は提供する旨について、あらかじめ書面によって明示し、書面によって本人の同意を得ること。 但し、特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、全部又は一部を委託することに伴って提供を受けるときを除く。 J8.3 但
	労働者の健康の確保の範囲を超える健康情報の利用	健康情報の利用範囲 労働者の健康の確保の範囲を超える健康情報の利用は本人同意が必要になる 事業者が法令に基づき収集した情報：労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。	
ストレスチェック 法令に基づき取得するもの	ストレスチェックの実施事務 集団分析・職場環境改善の実施	ストレスチェックを他データと名寄せ分析することは、実施事務の範囲を越えるためできない ストレスチェック ストレスチェック：本留意事項で定める健康情報に含まれ、要配慮個人情報として取り扱う ストレスチェック結果の利用範囲：人事における取り扱い、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにする、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務での利用は禁止	

2. 本人同意の要否（詳細解説）

制度的な要請事項			
利用データ	利用シーン	個人情報保護法 A	プライバシーマーク C
ライフログ 任意で取得するもの	産業保健業務従事者による保健指導	取得には、利用目的の通知・公表が必要 条項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。 21条1項	個人情報を取得する場合は、本人同意が必要 利用目的が変更になった場合も、本人同意が必要 要求事項 本人から、書面に記載された個人情報を直接取得する場合には、あらかじめ、書面によって本人に明示し、書面によって本人の同意を得ること。 J8.5
	管理職等が健康施策を企画する	(参考) 個人情報は、オプトアウトによる第三者提供ができる。ただし、要配慮個人情報はオプトアウトによる第三者提供はできない。 条項 オプトアウト規定による個人データの第三者提供：第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、要配慮個人情報は、この限りではない。 27条2項	特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用すること。特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、本人の同意を得ること。 J8.6 利用目的は、できる限り特定し、利用及び提供の範囲を具体的に明らかにする 要求事項 個人情報の利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な範囲内において取扱いを行うこと。 利用目的は、取得した情報の利用及び提供によって本人の受ける影響を予測できるように、利用及び提供の範囲を可能な限り具体的に明らかにすること。 J8.1 (再掲) 委託での個人情報取得は、本人同意が不要 要求事項 要配慮個人情報の取得に際しては、要配慮個人情報の取得、利用、又は提供する旨について、あらかじめ書面によって明示し、書面によって本人の同意を得ること。 但し、特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、全部又は一部を委託することに伴って提供を受けるときを除く。 J8.3 但j

2. 本人同意の要否（詳細解説）

制度的な要請事項			
利用データ	利用シーン	個人情報保護法 A	個人情報保護法ガイドライン F
勤務	産業保健業務従事者による保健指導	取得には、利用目的の通知・公表が必要	
		個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。	条項 21条 1項
			本人に通知とは 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱 状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。 【本人への通知に該当する事例】 事例 1) ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。 事例 2) 口頭又は自動応答装置等で知らせること。 事例 3) 電子メール、FAX 等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。
			公表とは 「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々を知ることができるよう発表すること）をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱 状況 に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。 【公表に該当する事例】 事例 1) 自社のホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載 事例 2) 自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の 掲示、パンフレット等の備置き・配布 事例 3) （通信販売の場合）通信販売用のパンフレット・カタログ等への掲載

2. 本人同意の要否（詳細解説）

制度的な要請事項	
利用データ	利用シーン
健診情報 ● 健診	産業保健業務従事者による保健指導
健康情報を収集する場合、本人に通知又は公表しなければならない 記載箇所	
法定内で取得するもの	
健康情報等を取り扱う目的等の通知方法 事業者は、健康情報等を収集するに当たって、あらかじめその取り扱う目的を公表しておくか、情報を取得した際に、速やかにその利用目的を労働者本人に通知し、又は公表しなければなりません。 取り扱う目的等の通知又は公表方法としては、事業場のイントラネットでの掲載等により、労働者本人に認識される合理的かつ適切な方法で行う必要があります。	9 ページ
加工の具体的内容	
他者へ提供する場合、目的の達成に必要な範囲内で使用されるよう変換すること 記載箇所	
加工の具体的内容 収集した健康情報等の他者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるよう変換すること (例えば、健康診断の結果等をそのまま提供するのではなく、所見の有無や検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換えることなど。)	4 ページ
健康診断における法定外の項目を収集する場合は、同意が必要 記載箇所	
法定外で取得するもの	
本人の同意取得の方法 健康診断における法定外の項目の取扱について 事業者が実施する健康診断には、健康増進等の目的で法定外の項目（がん検診等）に関する検査も実施する場合があります。利用目的や取扱方法を明示した上で、適切な方法により労働者の同意を得る必要があります。	9 ページ

制度的な要請事項	
利用データ	利用シーン
統計化された健康関連データ	分析 施策の検討
統計情報は個人情報に該当しない 条項	
なお、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。 したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、規制の対象外となる。	3-1-1

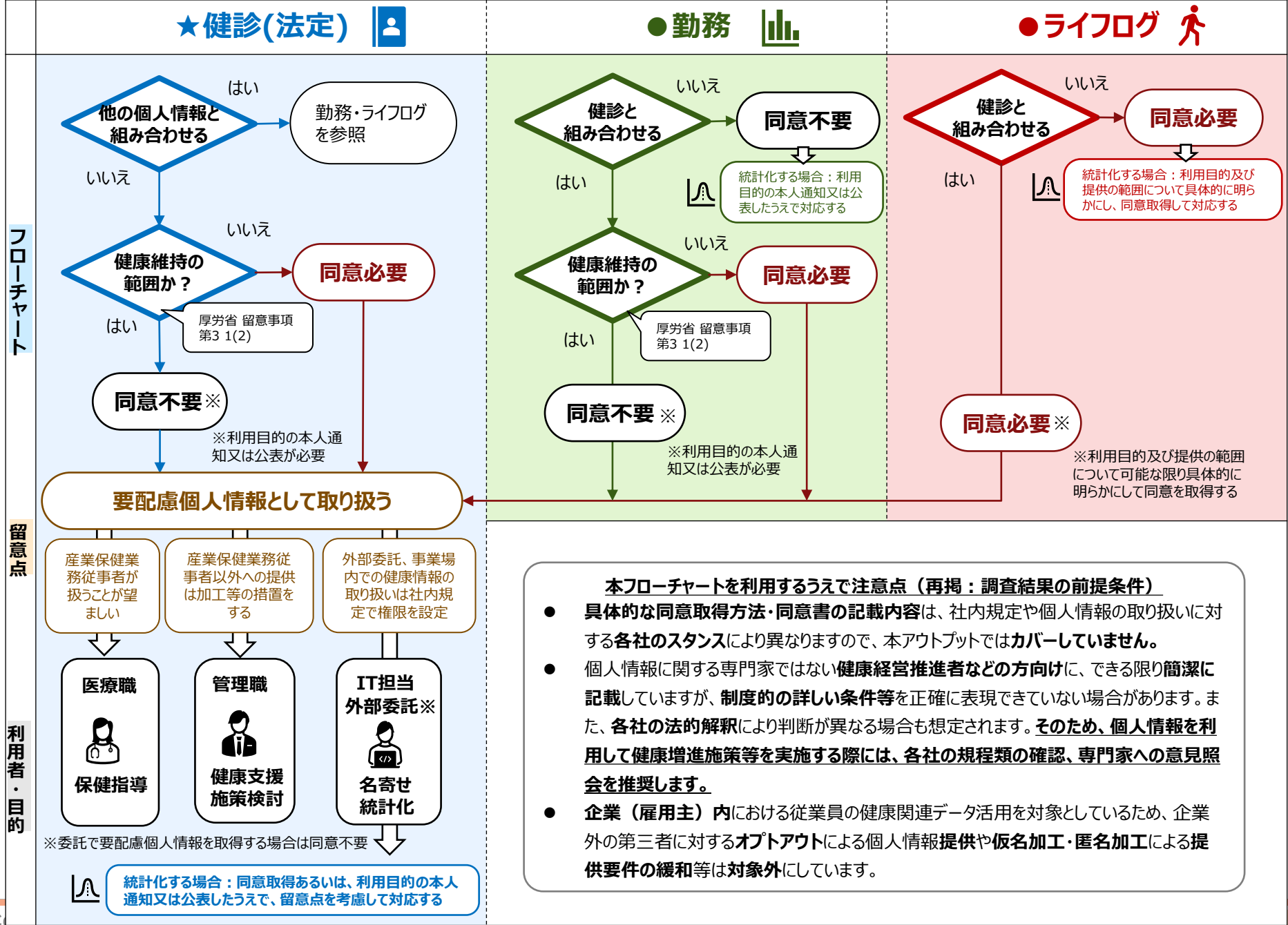
2. 本人同意の要否（詳細解説）

利用データ		利用シーン	
健康関連データ	分析		
	施策の検討		
令和4年以降、「匿名化」の語は使用しないこととされているが、「匿名加工」や「仮名加工」の要件を満たさない処理を行った場合の留意点等については、現在でも有効と考えられるため、参考として紹介する			

制度的な要請事項 (参考) H26データヘルス手引き			
本人が識別できない情報でも、他の情報と照合して特定の個人の識別できる場合は個人情報となる		分析する集団の規模は、個人が特定されないよう個別に判断することが必要	
記載箇所		記載箇所	
匿名化の留意点①：他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人の識別が可能となっていないかどうか 個人情報保護法では、匿名化処理されていても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するとされています。 健保組合が有する個人の健康情報は、氏名等の個人を識別する情報を単純に取り除いたとしても、例えば事業主が有している個人情報のリスト等と照合することにより個人が容易に特定できる場合は、個人情報に該当する。		83 ページ	匿名化の留意点②：保険者や事業所の規模が小さい場合や希少疾患等に係る情報の取扱い 分析する集団の人数が少ない場合や、希少疾患等の分析を行う場合は、個人が特定される可能性が高いことや、個人の数値が全体に与える影響が大きくなり集団の特徴を正しく把握できない可能性があることに留意する必要があります。 集団の規模等がどの程度であれば適切な分析が可能となるか加入者のプライバシーにも配慮し、特定の個人が特定されないかという観点から個別に判断することが必要となる。
		83 ページ	

3. 本人同意の要否（フローチャート）

【凡例】★要配慮個人情報、●個人情報



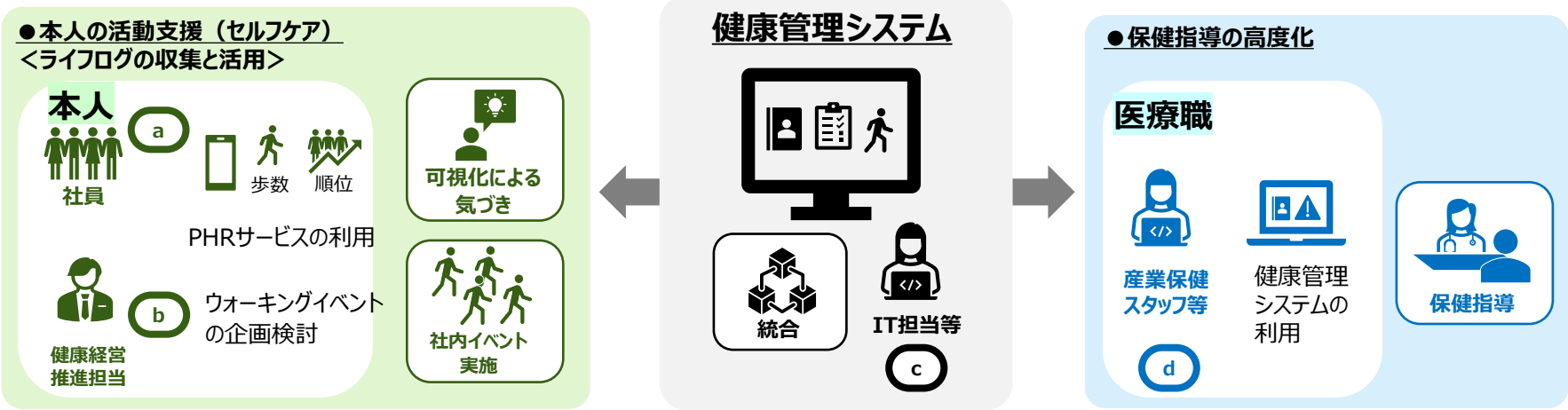
フローチャート

留意点

利用者・目的

4. 個人情報活用における対応例 1/2

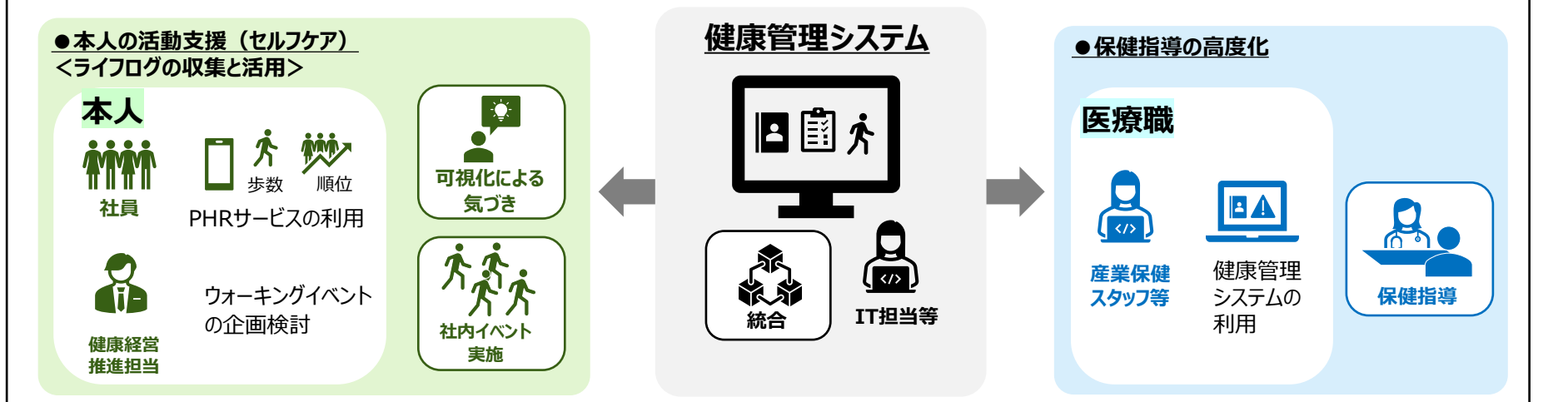
ライフログを会社保有の他データと名寄せして活用する場合



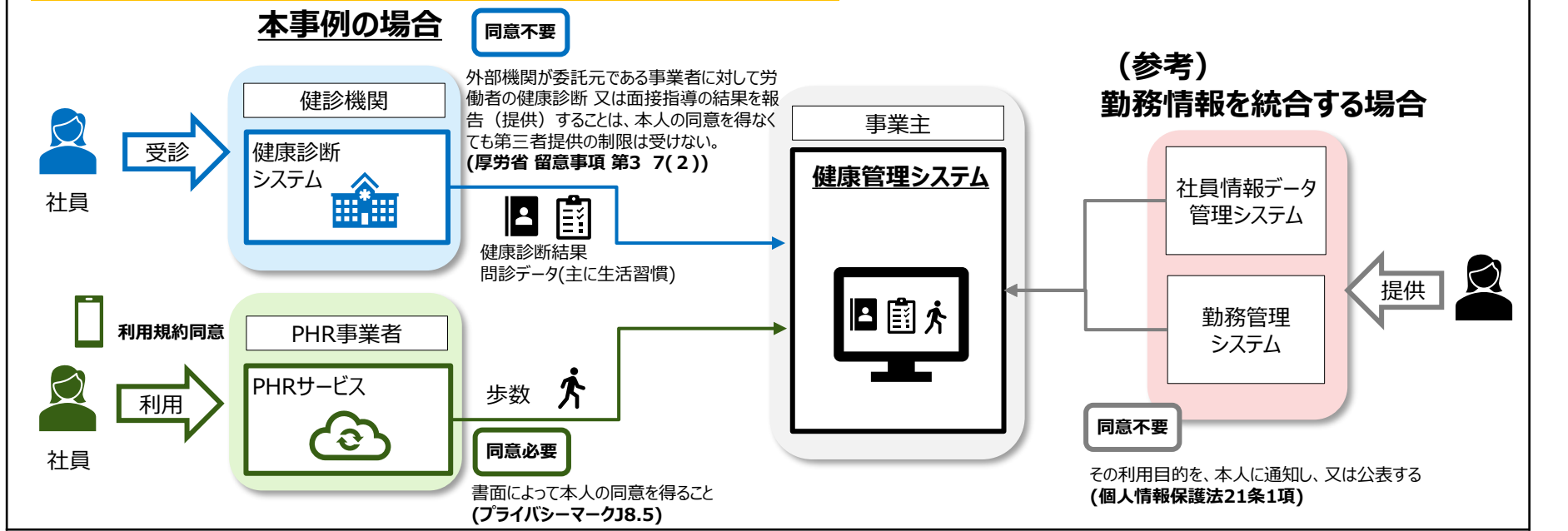
	ライフログ取得・利用の同意 (a)	施策検討のためのデータ利用 (b)	IT担当者、外部機関による分析 (c)	医療職による保健指導 (d)
対応例	- 施策の実施時の参加申し込み時に、書面で同意取得をする - アプリ利用開始時に、アプリ上でライフログを会社に提供すること等の同意を取得する（同意がないとアプリが利用できない） - 個人情報の利用目的が変わると、適宜、同意を取り直す	- 管理職等には、部署単位などの統計情報を提供する - 部門単位で分析する場合でも、特定の個人像が浮かばないように配慮をする	- 厚生労働省の「健康情報等の取扱策定の手引き」に基づく健康情報管理規定で、健康関連情報の取り扱い者の範囲を取り決めて、分析の際はその規定に則り対応をする - 外部機関にデータを渡す場合は、個人名を記号等に置き換える	システムで、健診等の詳細情報は、産業医等にしか閲覧できないようする
制度的な要請	- 利用及び提供の範囲を具体的に明らかにする(プライバシーマーク J8.5) - 利用目的が変更になった場合は、本人同意を取得する(プライバシーマーク J8.6)	- 産業保健業務従事者以外への提供は、必要に応じて加工させる等の対応を構ずる(厚労省 留意事項 第3 1(2)) - 分析する集団の規模は、個人が特定されないよう個別に判断することが必要(データヘルス手引き 83ページ)	- 社内IT担当等、委託先の外部機関がデータ加工する場合は、規程等を定める(厚労省 留意事項 第3 10(1)) - 利用目的の達成に必要な範囲内において委託する場合は、同意不要(プライバシーマーク J8.3但j)	健診・問診情報は、産業保健業務従事者が取り扱うことが望ましい(厚労省 留意事項 第3 4(1))

4. 個人情報活用における対応例 2/2

ライフログを会社保有の他データと名寄せして活用する場合



各システムによるデータ連携を想定する場合の本人同意関係



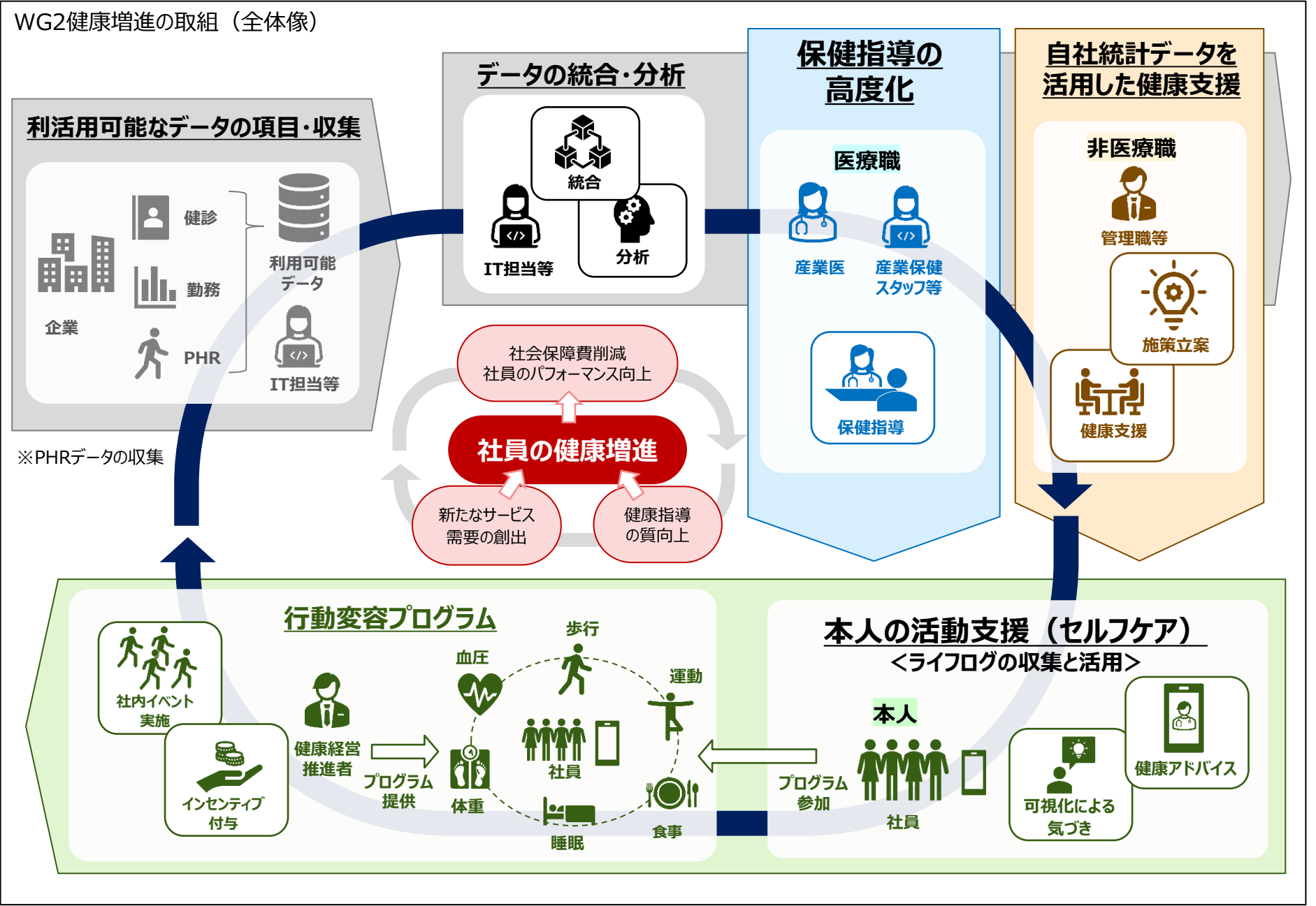
会員一覧（取組参画企業含む）（五十音順）

- 味の素株式会社
- 株式会社Wellmira
- 株式会社NTTデータ
- 株式会社NTTドコモ
- オムロン ヘルスケア株式会社
- 神奈川県
- キリンホールディングス株式会社
- 一般社団法人健康食品産業協議会
- シスメックス株式会社
- 住友生命保険相互会社（事務局）
- 仙台市
- SOMPOヘルスサポート株式会社
- デロイト トーマツ ファイナンシャル
アドバイザリー合同会社
- TOPPANホールディングス株式会社
- トランス・コスモス株式会社
- 西川株式会社
- 日本電信電話株式会社（事務局）
- 株式会社ベネフィット・ワン
- 松本市
- 三菱地所株式会社
- ユニ・チャーム株式会社
- 株式会社ルネサンス
- 株式会社ローソン

実践事例集（健康関連データの活用）

1. ユースケースの全体像
2. 実践事例

WG2健康増進の取り組み（ユースケース全体像）



実践事例 目次

類型	データの利用者	実践事例
● セルフケア	本人 	① スマホアプリを活用したウォーキングによる肥満・高血圧症予防 ② チームでの競争による健康増進イベントの参加促進 ③ パーソナル健康ポータルサイトの活用によるセルフケア促進
● 非医療職による支援	非医療職 	④ 管理職のヘルスリテラシー向上による健康支援
● 医療職による支援	医療職 	⑤ 医療職と人事部の連携による健康指導の高度化
● 複合事例 セルフケアと 非医療職による支援	非医療職 本人  ↔ 	⑥ 個人情報取り扱いルールの明確化によるデータ活用促進 ⑦ 部署を絞ったスモールスタートによる睡眠改善プログラム推進
● 複合事例 セルフケアと 医療職による支援	医療職 本人  ↔ 	⑧ 健康アプリの活用によるセルフケアと健康支援 ⑨ ライフログデータの活用による高血圧に起因する脳・心血管疾患の発症予防・改善 ⑩ 健康管理システムによる保健指導の効率化と従業員のセルフケア促進

実践事例 ニーズと対応策の一覧

●セルフケア

ニーズと対応策	実践事例
新たに測定器を導入せずにライフログデータを取得したい。 ➡ スマホアプリの活用で、予算を抑えてライフログ（歩数）を取得する。	①スマホアプリを活用したウォーキングによる肥満・高血圧症予防
健康増進イベントの参加率を上げたい。 ➡ 部署別チーム戦、ランキング表示などの企画で、参加のモチベーションを向上させる。	②チームでの競争による健康増進イベントの参加促進
健診関連情報をセルフケアに活用したい。 ➡ 健康関連情報にアクセスしやすい環境をつくり、セルフケアを促進する。	③パーソナル健康ポータルサイトの活用によるセルフケア促進

ページ数

P 6

P 7

P 8

●非医療職による支援

ニーズと対応策	実践事例
医療職の稼働を増やさず、社員の健康支援を行いたい。 ➡ 管理職へのヘルスリテラシー研修で、管理職の健康支援ノウハウを向上させる。	④管理職のヘルスリテラシー向上による健康支援

ページ数

P 9

●医療職による支援

ニーズと対応策	実践事例
医療職の負担を増やさず、勤務データを活用した健康指導を進めたい。 ➡ 産業保健スタッフと人事部の共同会議で、健診結果と勤務データを分析する。	⑤医療職と人事部の連携による健康指導の高度化

ページ数

P 9

実践事例 ニーズと対応策の一覧

●複合事例 セルフケアと非医療職による支援

ニーズと対応策	実践事例
個人情報の知見がない施策担当者でもデータを活用したい。 ➡ 情報セキュリティ部門からデータ管理に関する助言を得ながら、データを活用する。	⑥個人情報取り扱いルールの明確化によるデータ活用促進
手間と時間がかかる全社的な健康増進施策にトライしたい。 ➡ 導入可能な部署による実践から、対象部署を拡げて取組を浸透させる。	⑦部署を絞ったスモールスタートによる睡眠改善プログラム推進

ページ数

P10

P11

●複合事例 セルフケアと医療職による支援

ニーズと対応策	実践事例
医療職の稼働を増やさずライフログを活用した健康支援を推進したい。 ➡ 健康アプリによる、健康増進イベント開催・健康アドバイス配信でセルフケアを促進する。	⑧健康アプリの活用によるセルフケアと健康支援
セルフケア促進と保健指導を連携させることで実効性を向上させたい。 ➡ ライフログの収集、分析、保健指導のプロセス構築で、セルフケアの促進等を実現する。	⑨ライフログデータの活用による高血圧に起因する脳心血管疾患の発症予防・改善
分散化したデータを一元化することで社員の行動変容につなげたい。 ➡ 健康関連情報の一元化による保健指導の効率化とリスク表示により、行動変容の意識づけを促進する。	⑩健康管理システムによる保健指導の効率化と従業員のセルフケア促進

ページ数

P12

P13

P15

事例① セルフケア

スマホアプリを活用したウォーキングによる肥満・高血圧症予防

- スマホアプリでウォーキングイベントを開催し、チーム対抗で歩数を競う。スマートフォンの歩数計データは、アプリを開くことで、アプリ内のデータとして連携・更新される。イベント終了後、歩数データをダウンロードし、チームや個人ごとのランキングを集計する。
- ランキングは自分のニックネームで確認することができ、日々の歩く習慣が身につく。

● 本人の活動支援（セルフケア）

<ライフログの収集と活用>



利用データ	● ライフログ（歩数）
システム	● スマートフォン ● ウォーキングアプリ

効果	● 在宅ワークでの運動不足解消 ● 歩くことの習慣化 ● 肥満、高血圧症予防
特徴（ノウハウ）	● ニックネームで参加可能とすることで、プライバシーに配慮しつつ、参加を促進。 ● スマホアプリを法人契約することで全国の事業所でウォーキングイベントを実施。 ● スマホアプリの連携機能で、他企業や自治体との連携イベントも実施 ● イベントに景品をつけること（インセンティブの付与）で従業員の参加意欲を向上。

チームでの競争による健康増進イベントの参加促進

- 社員の健康増進イベントとして、ライフログ（体重・筋力量・脂肪量）を活用した健康改善を評価するコンテストを実施。運営事務局が体組成計を配布し、参加者はアプリで計測データをアップロードする。
- 実施前・中・後に、体重・筋力量・脂肪量を測定し、その増減等により点数をつける。
- チーム制とし、原則部署単位で5人で1チームとするが、隣の部署との連携を可能とする等、柔軟な参加条件にしている。
- 歩数でも、チーム戦・個人戦があり、スマホアプリ上にランキングを表示させることで、競争心理が働くようにしている。

● 本人の活動支援（セルフケア）

＜ライフログの収集と活用＞



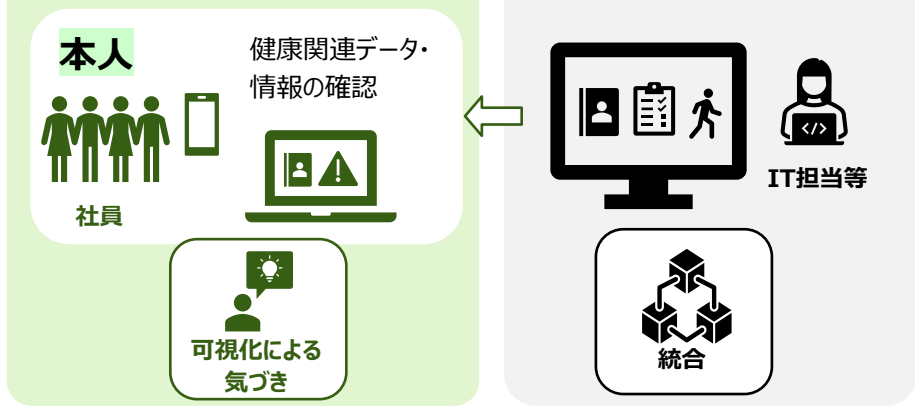
利用データ	● ライフログ（体重・筋力量・脂肪量） ● 定性アンケート（運動、食事の意識・習慣）
システム	● 計測デバイス（体組成計） ● スマホアプリ

効果	● 運動の習慣化、食事改善等の健康意識の向上 ● 部署内のコミュニケーション活性化
特徴（ノウハウ）	● 健康増進イベントで得た個人情報は、会社ではなくスマホアプリ運営会社が管理することで、社員は、体重等の個人情報が会社に知られる不安が軽減され、参加しやすくなる。 ● コンテスト内では外部委託の管理栄養士によるセミナー等も実施。

パーソナル健康ポータルサイトの活用によるセルフケア促進

- 健康診断結果、就労状況、生活習慣状況（健康アプリのライフログデータと同期）や健康年齢結果をまとめて、個人用のパーソナル健康ポータルサイトに表示する。社員は、自分の健康関連情報にいつでも容易にアクセスが可能で、自分の健康状態を確認できる。
- 所定外労働時間、総実労働時間、有休取得日数を経年的に可視化している。従業員は自分の就労状況や健康アプリで入力した自身のライフログデータを加味して自己管理を行う。
- 自身の改善結果を実感するアトラクションとして定期健康診断を工夫し、前年度の健康改善度を評価し表彰を行うことで従業員のセルフ・ケアをモチベートする。
- 本件ポータルサイトでは、各種情報（グループ健康推進センターや健康保険組合の取組等の情報）やセミナーの視聴、アンケート回答、など健康に関する機能が全て集約されている。

● 本人の活動支援（セルフケア）
＜ライフログの収集と活用＞



効果	● 社員のセルフ・ケア能力の向上 ● 「バランスの良い食事」「適度な運動」「良質な睡眠」を意識したセルフ・ケアを習慣化
特徴 (ノウハウ)	● 「各種の健康関連情報が隔絶されている」、「健診を受けっぱなしになっている」という課題への対処策として、情報を身近なところに集約して置くことでセルフケアを推進している。 ● 健診6項目の「改善率」を年代別に順位付けし、ポイントを付与（インセンティブ）している。

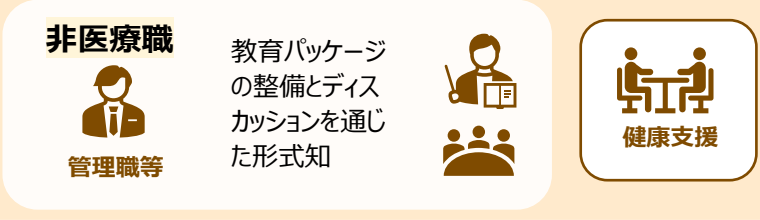
利用データ	● 健康診断結果 ● 就労状況 ● 生活習慣状況（健康アプリのライフログデータと同期）
システム	● 総合健康管理システム ● 健康ポータルサイト

事例④ 非医療職による支援

管理職のヘルスリテラシー向上による健康支援

労働基準法や、労働安全衛生法、安全配慮義務など、法制化された労務管理内容について、制度が生まれた背景をインプットする教育パッケージを整備。定期的なヘルスマネジメント研修の開催によって、ディスカッションを通じ、部下やチームのマネジメントノウハウを形式知にする。

● 自社統計データを活用した健康支援



利用データ	● 質問表（アンケート）
-------	--------------

対象	● 上級管理職（本部長、副本部長、部長・室長、次長）
効果	● 管理職のヘルスリテラシー向上、健康経営の浸透

事例⑤ 医療職による支援

医療職と人事部の連携による健康指導の高度化

産業保健スタッフと人事部で人事部内のデータを元にした情報交換を行い、健康診断結果と残業時間を掛け合わせた分析を実施。

● 保健指導の高度化



利用データ	● 健康診断・社員アンケート
システム	● 勤務システム

効果	● 医療職にも人事部で把握する社内課題を共有し、共同で効果のある健康経営を推進する
----	---

事例⑥ 複合事例 セルフケアと非医療職による支援

個人情報取り扱いルールの特化によるデータ活用促進

- 情報セキュリティ部門が社員の個人情報の取り扱いに関するルールを策定している。
- 健康施策の担当者は、健診データ、ライフログなどの個人情報を扱う場合、データの管理方法、利用目的などの必要な情報を記載のうえ、情報セキュリティ部門に申請する必要がある。その際に、データの管理方法等について、必要な助言を得ることもできる。
- このプロセスにより、個人情報に配慮した対応が可能となり、健康施策の担当者は、安心してデータ活用をすることができる。

● 本人の活動支援（セルフケア）
＜ライフログの収集と活用＞



● 自社統計データを活用した
健康支援



個人情報の取り扱いに
関するルールの策定



データ利用の申請
(ライフログ・健診)



データ利用の承認・管理方法に関する助言
(ライフログ・健診)

効果

- 社内ルールに基づいた健康関連情報の活用により、個人情報に配慮しながら、高度な施策立案ができる

利用データ

- ライフログ（食事回数、歩数、睡眠の質、睡眠時間等）
- 健診結果

事例⑦ 複合事例 セルフケアと非医療職による支援

部署を絞ったスモールスタートによる睡眠改善プログラム推進

- 質問票により睡眠の質（寝つき、中途覚醒、早朝起床、睡眠時間、睡眠の質、日中の気分、日中の活動、日中の眠気）をアテネ不眠尺度を用いて評価することと併せて、睡眠計測計を用いて睡眠データを取得し、睡眠状態を可視化する。
- 部署ごとの睡眠評価と勤務内容との相関関係を把握し、主観評価と併せて課題を抽出する。
- 職種、勤務時間等と睡眠時間等の相関関係をレポート化する。
- 部署（業種）の全体平均に対する個人のデータの位置づけをフィードバックする。

● 本人の活動支援（セルフケア）
＜ライフログの収集と活用＞



● 自社統計データを活用した
健康支援



効果	● 睡眠のリテラシーを向上させることで、社員自身の生活習慣の改善や睡眠環境を含めた睡眠の質向上を奨励
特徴（ノウハウ）	● 従業員の健康増進を担当する総務部門などの取組に対して意欲的な部署から取組を開始し、徐々に対象部署を拡げて取組を浸透させている。 ● 分析結果データ利活用の手法について、部門間でバラつきがあるため、関係者間で協議を行い、各部門の管理職のノウハウや健康支援のためのリテラシーを向上させている。

利用データ	● ライフログデータ（睡眠データ） ● 労務管理データ ● 質問票（アテネ不眠尺度）回答データ
システム	● 活動量計

健康アプリの活用によるセルフケアと健康支援

健康アプリを利用した健康増進イベント（歩数、食事入力、減量）でセルフケアを促進。産業保健師が、対面での指導に代わり、アプリから個人の健康状態に応じたアドバイスを配信することで保健指導を効率化。

●本人の活動支援（セルフケア）
＜ライフログの収集と活用＞

本人

社員

社内イベント実施

健康アドバイス

●保健指導の高度化

医療職

産業保健スタッフ等

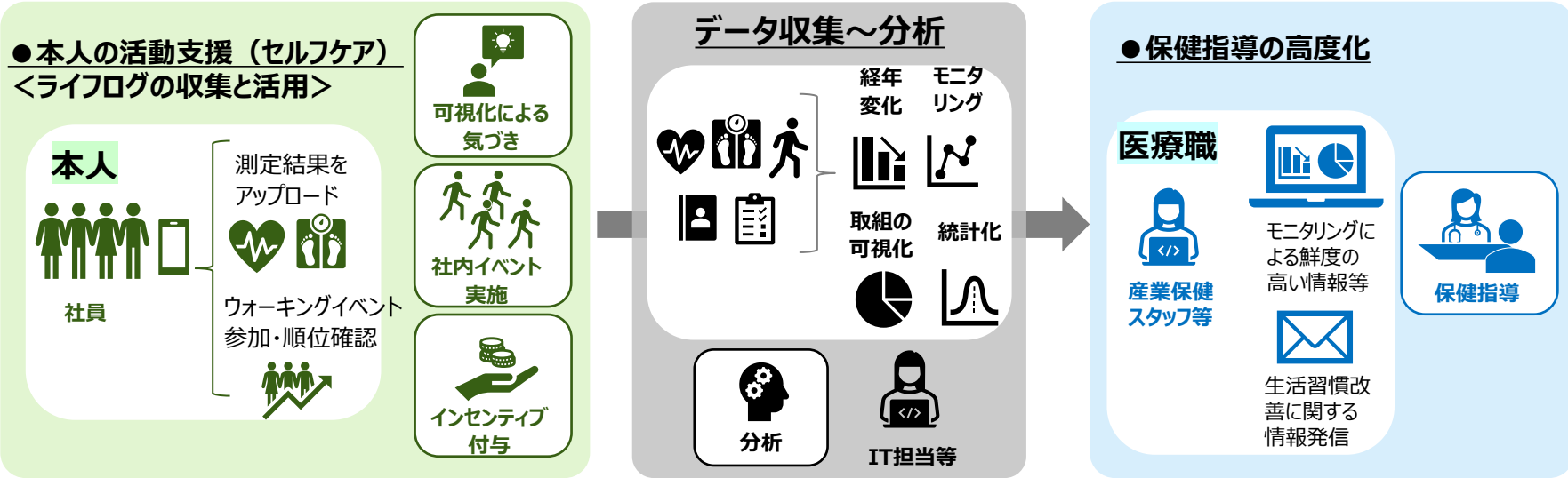
アプリから個人の健康状態に応じたアドバイスを配信

保健指導

対象	● 従業員全員（減量チャレンジは前年の健診結果から3～5%減量でBMI22以上となる方）
効果	● 健康リテラシーの向上、運動習慣・生活習慣の醸成、健診結果の改善

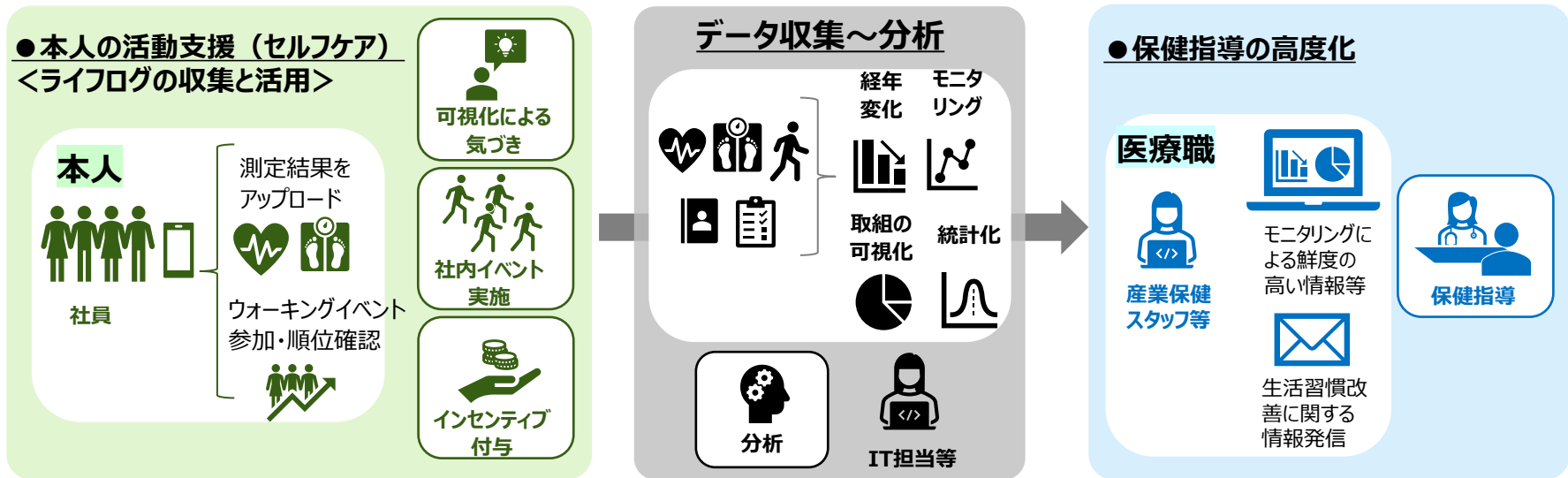
ライフログデータの活用による高血圧に起因する脳・心血管疾患の発症予防・改善

血圧や歩数等の測定値を活用した医療職による改善指導、医療機関への受診勧奨に加え、個人・部署別対抗などのウォーキングイベントの開催により、社員の生活習慣改善のやる気を起こさせる。



本人		データ		医療職	
実施事項		データ利用	- ライフログ（血圧、歩数、体重） - 健康診断結果 - 生活調査結果	実施事項	
		システム	- 計測デバイス（カロリー歩数計、血圧計、体組成計）、専用アプリ - クラウドデータベース - データ管理・分析システム		
		利用データ	- 経時的な変化、モニタリングによる鮮度の高い情報を把握する - 取組全体を可視化（数値化・統計化）する		- 血圧の測定結果によりリスクを階層化し、高リスク者に対し情報提供や受診勧奨を実施 - 体重の測定結果を把握し、減量ペースによるサポートを実施 - 歩数、血圧、体重等の測定値及び測定日時等のライフログ、健康診断結果・生活調査結果で保健指導を実施 - 食事、運動、睡眠等の生活習慣改善に関する情報を配信（メールマガジン形式）

ライフログデータの活用による高血圧に起因する脳・心血管疾患の発症予防・改善



効果	特徴（ノウハウ）	課題	対策
- 健診等のスナップショットではなく、経時的な変化、モニタリングによる鮮度の高い情報を用い、改善感度の高い指導が実施（保健指導の質向上） - 従業員による家庭での血圧測定の習慣化 - 自分の血圧レベルを知り、生活習慣の見直しと行動変容を行うことで、将来にわたって血圧の値を適正化 - インセンティブやナッジ等、効果的なオプションの選択によりセルフケアを促進 - 取組全体を、数値化、統計化、可視化し次の取り組みに活用（PDCAの促進）	- 行動を促したり（インセンティブの付与）、行動をそと後押しする（ナッジの活用）ための施策等、効果的なオプションを採用。 - 施策にゲーム的な要素を取り入れる（ゲーミフィケーション）ことで、従業員の取組を促進。 - 参加者から個人情報の利用に関する同意を取得するが、施策への参加は自由で任意性を担保。（但し参加状況は可視化） - 取組で得られたデータを次の取組に活用。	① - 複数データを統合する場合、個人情報等を匿名化しても、組み合わせられたデータから、人物像が浮き出て、個人が特定される可能性があるため、プライバシーが担保しにくい。 ② - 個人情報を会社が利用することに好意をもたない社員による会社に対する否定的な評判拡散のリスク（レピュテーションリスク）	- データを組み合わせた分析、統合管理は、個人が特定されないように、慎重に対応。 - 当初の目的以外で個人情報の利用が必要になった場合は、その目的を追加して新たな個人情報利用に関する同意を取得。 - 施策参加を励行するだけでなく、参加の任意性を担保し、社員に選択する自由を提供。

健康管理システムによる保健指導の効率化と従業員のセルフケア促進

健康管理システムに定期健康診断・問診（主に生活習慣）・歩数データを取り込み、医療職による保健指導やセルフケアに活用

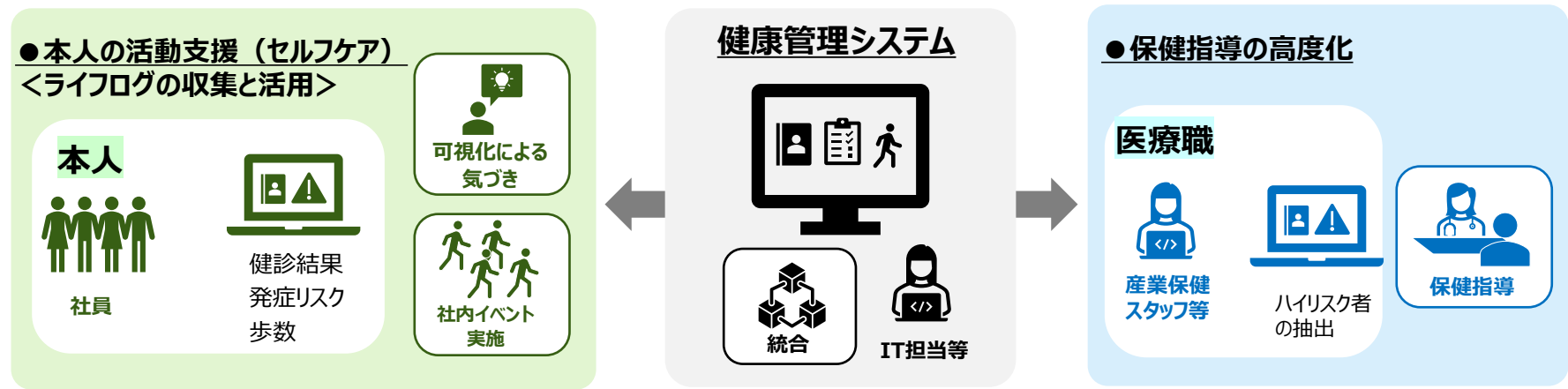


本人	
実施事項	- 健康情報サイト上で健診結果及び循環器系疾患（脳卒中、虚血性心疾患）の10年後の発症リスクを数値で確認。 - ウォーキングイベントに参加。万歩計で参加している人はPCから、専用アプリで参加している人はアップロードボタンを押して歩数を記録する。

データ	
データ利用	- 健康診断結果 - 問診データ（主に生活習慣） - 歩数
システム	- 計測デバイス（万歩計または専用アプリ） - 健康管理システム
データ利用法	- ハイリスク、準ハイリスク者を抽出し面談に活用 - 二次検査未受診者へ自動的に勧奨メール - 循環器系疾患の発症リスクを可視化

医療職	
実施事項	- BIツール（健康管理システムの機能に付属する分析ツール）を使って複数データから独自基準でハイリスク者、準ハイリスク者を抽出し面談に活用 - 二次検査未受診者へ自動的に勧奨メールを配信 - 二次検査結果の本人記録を確認し、二次検査受診後も継続的にフォローを実施

健康管理システムによる保健指導の効率化と従業員のセルフケア促進



効果	特徴（ノウハウ）	課題	対策
- 健康管理システムの活用による業務効率化 - リスク表示による従業員の健康管理へのリテラシー向上や重症化予防に向けた行動変容への意識づけ	- 健康診断結果や面談の情報を一括管理 - 産業看護職間の資料共有や、データ分析・活用に関するノウハウがあるメンバーによる教育 - 記録および歩数に応じてインセンティブ（ポイント化しギフトカード等）付与	① - データ分析の作業は、必要な情報の選択やデータのダウンロードに時間がかかる。 - 健康管理システム内のデータ以外のデータ（ストレスチェック、長時間勤務者等）の突合が不便であり、手作業での突合が必要となる。 - BIツールを十分に分析・活用できる産業看護職が少ない。	- 産業看護職が使いやすい、より良いBIツール（健康管理システムの機能に付属する分析ツール）の整備 - 産業看護職間での作成資料の共有や、ノウハウがあるメンバーによる教育
		② アプリの機能は多いが、一部分のみ（健診結果確認）での活用が多い	ポスター等で案内をしてシステムを宣伝
		③ - ウォーキングイベントへの登録率が高いがアクティブユーザーが少ない - システムと連携可能な歩数計や活動量計が限られており、新規ユーザー獲得の障害の一因となっている - 個人用PCを持たない従業員が多い関係会社では、案内を受けたり、入力に障壁がありアプリの利用率が低い	- 新入社員への入社時研修での登録促進 - 専用スマホアプリの更新による連携可能機種への拡張 - 紙での案内やポスターで案内し、共用PCや個人所有のデバイスから入力可能にする

会員一覧（取組参画企業含む）（五十音順）

- 味の素株式会社
- 株式会社Wellmira
- 株式会社NTTデータ
- 株式会社NTTドコモ
- オムロン ヘルスケア株式会社
- 神奈川県
- キリンホールディングス株式会社
- 一般社団法人健康食品産業協議会
- シスメックス株式会社
- 住友生命保険相互会社（事務局）
- 仙台市
- SOMPOヘルスサポート株式会社
- デロイト トーマツ ファイナンシャル
アドバイザリー合同会社
- TOPPANホールディングス株式会社
- トランス・コスモス株式会社
- 西川株式会社
- 日本電信電話株式会社（事務局）
- 株式会社ベネフィット・ワン
- 松本市
- 三菱地所株式会社
- ユニ・チャーム株式会社
- 株式会社ルネサンス
- 株式会社ローソン